（指定様式）※共同事業体で申請する場合のみ提出

**共 同 事 業 体 協 定 書**

　（目的）

第１条　当共同事業体は、○○施設の管理運営業務（以下「指定管理者業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

　（名称）

第２条　当共同事業体は、○○○○共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を諫早市　　　　　　　に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当事業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、指定管理者業務の指定管理期間満了後３か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該○○施設の指定管理者となることができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当事業体の構成員の住所及び名称は、次のとおりとする。

　住所

　団体名

　住所

　団体名

　（代表者の名称）

第６条　当事業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当事業体の代表者は、指定管理者業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、諫早市及び監督官庁等と折衝する権限並びに指定申請、協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、指定管理者業務の内容について変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　構成員の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　構成員の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、指定管理者業務の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、指定管理者業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第１１条　当事業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第１２条　当事業体は、毎年度の指定管理者業務の終了の都度当該管理経費について決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

　（指定管理期間途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、諫早市及び構成員全員の承認がなければ、当事業体の指定管理期間が満了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち、指定管理期間途中において、前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して指定管理者業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合においては、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　（構成員の除名）

第１７条　当事業体は、構成員のうちのいずれかにおいて、指定管理期間途中において重要な義務の不履行その他の指定管理者としてふさわしくない事実が判明した場合には、他の構成員全員及び諫早市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（指定管理期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１８条　構成員のうちいずれかが指定管理期間途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（解散後のかし担保責任）

第１９条　当事業体が解散した後においても、指定管理者業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第２０条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　外　　者は、上記のとおり○○施設指定管理者業務共同事業体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印